

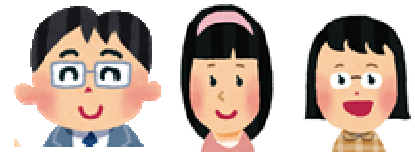
さくら

2014年8月号

発行：偕行会透析医療事業部 さくら編集委員会

～介護認定申請からサービスの利用まで～

偕行会透析医療事業部 相談員



中山 鈴木 後藤

盛夏の候、連日厳しい暑さが続いておりますが、皆様お元気にお過ごしでしょうか。

高齢社会へと移行する現状で、介護保険制度は「自立支援」「尊厳の保持」を理念に掲げ、公的社会保険制度として平成12年度にスタートし、社会に定着してきました。

日本の家庭介護の現場では、介護をする側にも介護を受ける側にも「頑張らなくてはならない」という意識が強く働きすぎる傾向があります。その背景にあるのは、「介護を頑張ることが愛情表現である」という思い込みや、「よき介護者でなくてはならない」という周囲からのプレッシャーが考えられます。

すべての人々は順番に老いを経験し、日常生活において何らかの不便を感じるのは事実です。大切な家族が最期の時まで生き生きと過ごして欲しいという願いはご家族誰もがもっていることでしょう。実際にたった一人で歯を食いしばり、いつまでも自分のことは自分でできるだけやっとうと頑張りすぎてストレスをためるケースもまだまだ多く見受けられます。このような現状を踏まえ、一人一人の状況や環境に合わせて、住み慣れた地域でできるだけ日常生活を送れるよう支援をするのが介護保険サービスです。

介護において、プロの助けを借りるときに頼りになるのが介護保険です。でも、どんな人が介護保険の対象で、どうすればサービスを受けることができるのかは、意外と知られていません。介護サービス・介護予防サービスの利用方法についての理解が十分ではない現状や、訪問介護サービスの利用に関する誤解、一部不適正なサービス利用の問題も発生しています。

実際に「介護保険を利用したい」と思ったらどのような手続きをすれば良いのでしょうか。今回は、介護認定の申請からサービスの利用が始まるまでの大まかな流れを説明致します。



1. 介護保険とは

介護保険は各市町村が運営し、40歳以上の方が加入しています。原則として介護保険サービスを利用できるのは65歳以上の方ですが、40歳から64歳までの方も国が定める特定疾病がある場合は介護保険サービスを利用できます。

2. 介護保険申請の流れ

介護保険サービスを利用するためにはお住まいの役所にて申請し、要介護認定を受け支援を必要とする度合いを判定してもらう必要があります。



① 申請する

- ◇ 申請窓口は各市町村の役所の介護保険担当課。
- ◇ 申請できる人は本人や家族、または、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設による代行申請もできます。

② 要介護認定

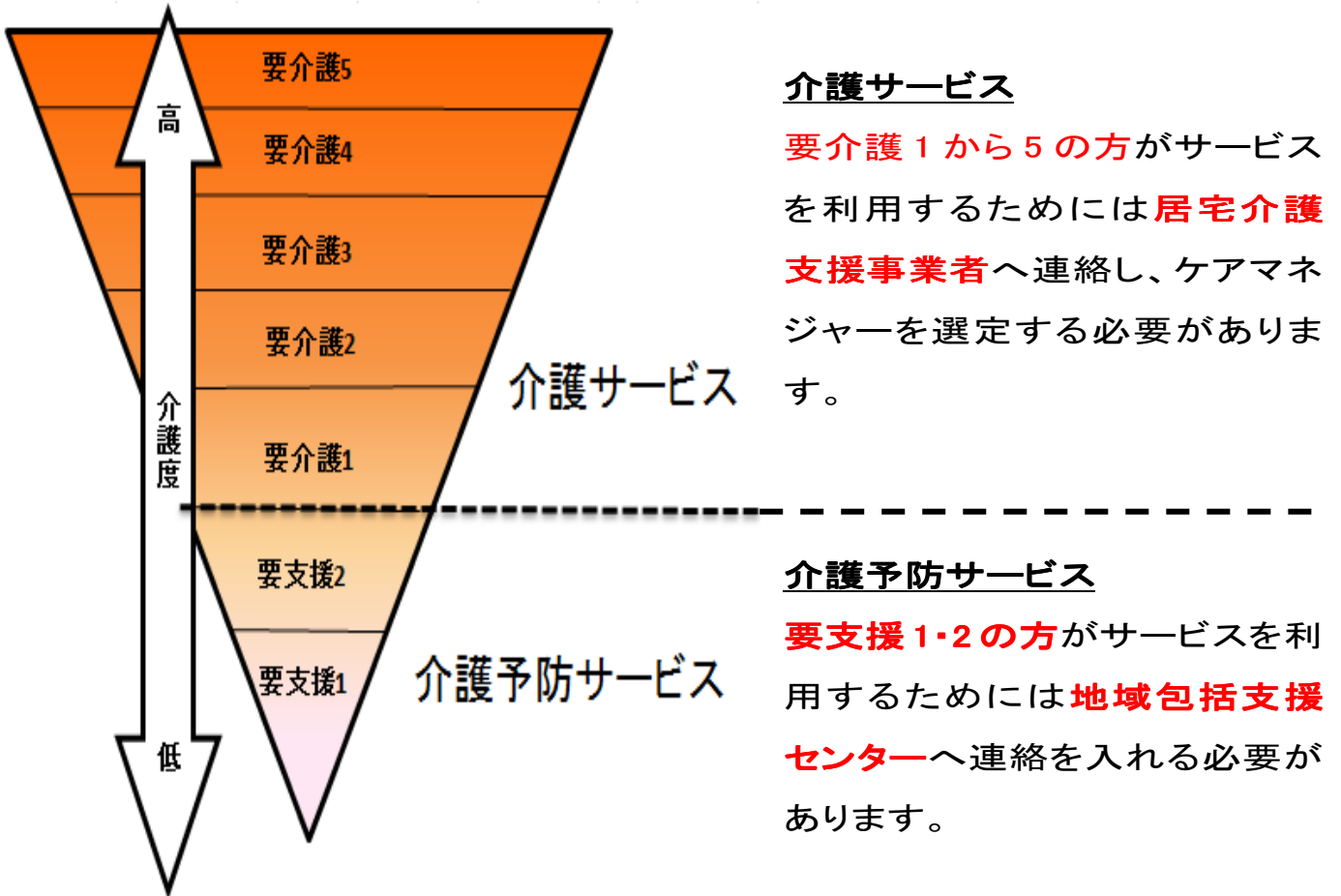
- ◇ 市町村の担当職員が自宅を訪問し、心身の状態や自宅での状況について聞き取り調査を行います。主治医の意見書も参考に判定します。

③ 結果の通知

☆ お住まいの市町村によりますが、名古屋市の場合、申請から約 30～45 日で役所より「認定通知書」が郵送され、介護度の判定結果がわかります。

④ サービス利用にあたり

☆ 受けられるサービスは介護度によって変わります。

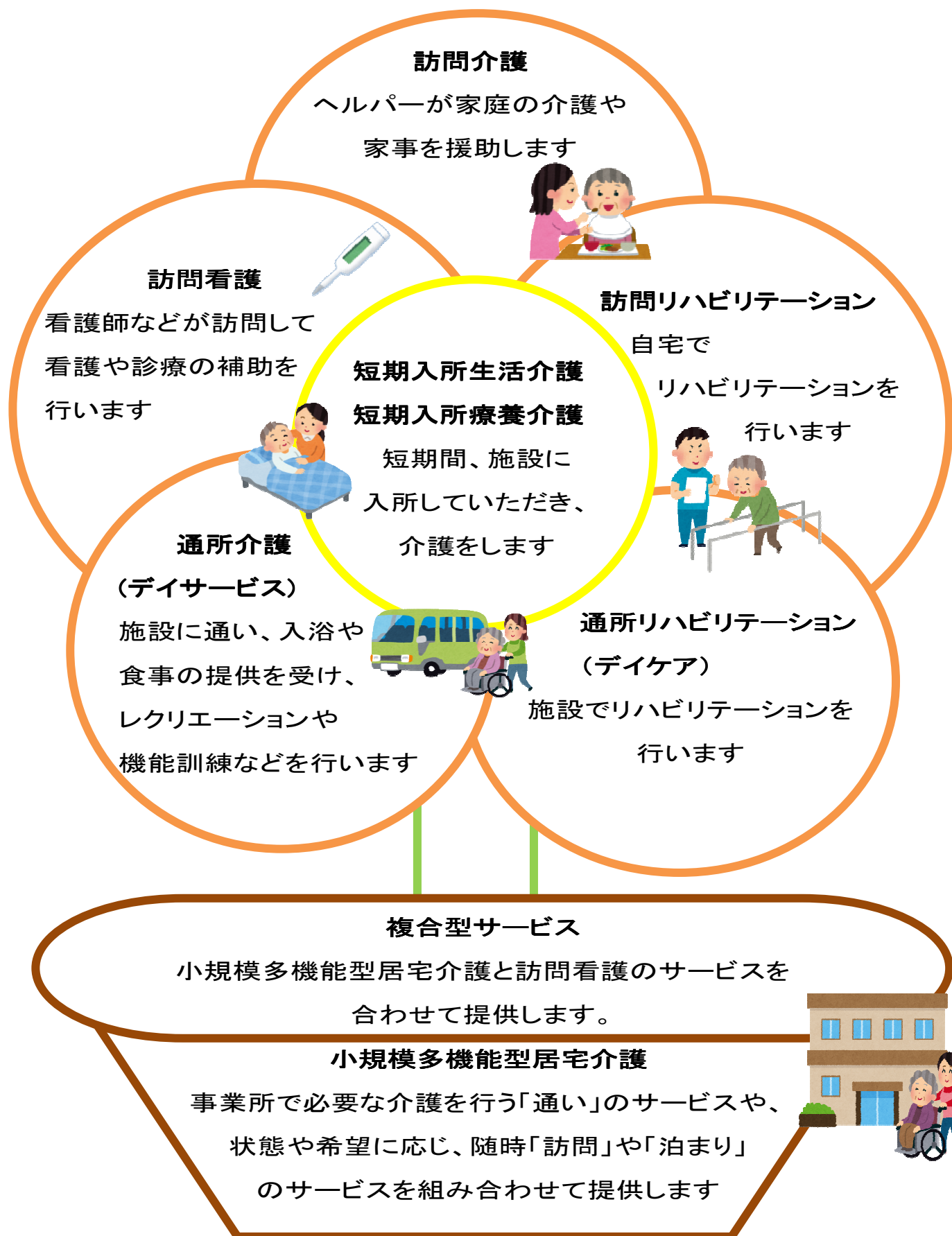


**偕行会グループにも
4つの居宅介護支援事業者がごぞいます**

- ケアプランセンター名港 (052)698-2662
- ケアプランセンターさくら (052)485-3727
- 居宅介護支援事業所新茶屋 (052)302-7206
- ケア・コーディネイトきょうりつ (052)354-0071

3. 主なサービス内容

下記のサービスは在宅系サービスといい、自宅に住みながら利用できるサービスです。 ※各市町村によってサービス内容が若干異なります。



住宅改修費の支給
介護のための小規模な
住宅改修の費用の一部を
支給します



福祉用具貸与

福祉用具の貸し出し
を行います



定期巡回

・随時対応型
訪問介護看護



夜間対応型訪問介護
夜間、定期巡回して行う訪
問介護と、利用者からの連
絡で随時行う訪問介護を
組み合わせ、サービス
を提供します



日中・夜間を通じて訪問介護と
訪問看護が密接に連携しながら
短期間の定期巡回訪問と
随時対応を行います

福祉用具

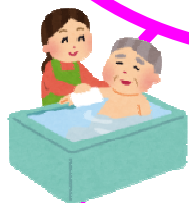
購入費の支給

対象となる福祉用具を
購入した際に、
その費用の一部を
支給します



訪問入浴介助

浴槽を積んだ入浴車で
自宅を訪問し、
入浴の介護をします



認知症対応型通所介護(デイサービス)

認知症の高齢者を対象に施設で日常生活に必要な介護をします

生活援助型配食サービス

食事を配達するとともに安否確認を行います



居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師などが自宅を訪問し、
療養上の管理や指導をします

相談がある・詳しく知りたいなどございましたら、
相談員もしくはスタッフにお声掛け下さい

